

京都市火災予防条例の一部を改正する条例(平成26年3月25日京都市条例第173号)

(消防局予防部)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、製造所、特定屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所の設置の許可の申請に対する審査、特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査並びに特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査(以下「審査等」という。)に係る標準とすべき手数料の額が改定されることに伴い、審査等に係る手数料の額を改定することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第173号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

別表第4(2)の項中「91,000」を「92,000」に改め、同表(3)の項中「820,000」を「830,000」に、「990,000」を「1,010,000」に、「1,100,000」を「1,120,000」に、「1,400,000」を「1,420,000」に、「1,640,000」を「1,660,000」に、「3,850,000」を「3,880,000」に、「5,090,000」を「5,100,000」に、「1,120,000」を「1,130,000」に、「1,330,000」を「1,340,000」に、「1,480,000」を「1,500,000」に、「2,120,000」を「2,140,000」に、「4,330,000」を「4,350,000」に改め、同表(4)の項中「91,000」を「92,000」に改め、同表(5)の項中「950,000」を「990,000」に、「1,650,000」を「1,720,000」に、「3,180,000」を「3,320,000」に、「3,890,000」を「4,060,000」に、「4,450,000」を「4,650,000」に改め、同表(7)の項中「410,000」を「430,000」に、「920,000」を「960,000」に、「1,160,000」を「1,210,000」に、「2,830,000」を「2,950,000」に、「3,470,000」を「3,620,000」に、「4,000,000」を「4,170,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(消防局予防部)